

○林業公社事業の今後の展開について

(平成10年6月30日 10林野造第262号)
(林 野 庁 長 官 通 達)

このことについて、別紙のとおり通達するので、林業公社事業の実施に当たっては、円滑な事業展開が図られるよう、指導に努められたい。

[別紙]

林業公社事業の今後の展開について

林業公社は、これまで、森林整備の推進、山村の振興、林業事業体の育成等に大きな役割を果たしてきたところである。これらに加え、森林の公益的機能の発揮に対する国民的なニーズの高まりの中で、成熟しつつある森林資源の質的な充実に向けて森林整備の一層の推進が求められており、森林整備に果たす公的機関の役割がさらに高まってきている。このような状況において、林業公社は、都道府県の指導の下で、引き続き、森林組合等とも連携しつつ、森林所有者の自主的造林を補完する分収林事業を的確に実施するとともに、それぞれの置かれた財務状況等にも十分配慮し、事業内容の見直し等を進めていくことが必要となっている。

また、平成9年12月18日、林政審議会から「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」が答申〔参考〕参照〕されたところであるが、その中で、林業公社事業については、森林の公益的機能の発揮に果たす役割の重要性と安定性、継続的な事業展開の必要性が指摘されるとともに、事業の展開方向、財務状況の改善方策等について貴重な提言が行われたところである。

これまで、林野庁としては、森林整備の推進に林業公社が果たす役割の重要性に鑑み、①分収方式により森林整備を行う公的機関に対して助成を行う公的分収林整備推進事業、②500ha以上の森林を対象に受委託により合理的な森林施業を行う者に対して長期かつ無利子の資金を貸し付ける森林整備活性化資金、③林業公社が長伐期施業を行うために分収林契約の変更を行った場合に既往の造林資金の借換えを行う分収林機能高度化資金等の措置を講じ、補助、金融両面で林業公社の安定的かつ継続的な事業の実施を促進してきたところである。さらに、平成10年度予算においては、林政審議会の答申を踏まえ、これらの措置の拡充を行ったところであり、林業公社の円滑な事業展開が図られるようその積極的な活用を期待しているところである。

また、平成10年度から、自治省において「国土保全対策」が創設されるなど、地方財政措置が拡充されたところであり、その積極的な活用が望まれる。

については、今後の林業公社事業の実施に当たっては、下記に留意し、これらの措置を十分に活用し、事業の効率的な実施、財務状況の改善等に向けて、特段の取組をお願いする。

記

1 事業内容の見直し

- (1) 林業公社の新たな契約対象は、原則として、公益的機能の発揮の観点から整備が必要とされる森林に限定するなど事業の重点的な実施に努める。
- (2) 既契約に係る森林施業については、原則として、これまでどおり適切に実施することとするが、コスト削減の観点から、必要な場合には、土地所有者等他の契約当事者の同意を前提として、契約内容の見直しに努める。
- (3) 林業公社が行う事業については、公的分収林整備推進事業等の国庫補助事業の積極的な活用に努める。

特に、公的分収林整備推進事業については、平成10年度予算で助成内容の拡充を図っており、本事業の積極的な活用を図る。

- (4) 林業公社が新たな契約に伴って借入を行う場合には、将来の償還可能性を確保する観点から、償還のための財務等について一層厳密な検証を行うなどこれまで以上に慎重な検討を行う。

特に、農林漁業金融公庫からの借入に当たっては、森林整備活性化資金について、平成10年度に、造林資金との併せ貸し後の実質金利がより低利となる新たな貸付割合を創設するとともに、貸付枠を拡大したところであり、本資金の積極的な活用を図る。

2 特定森林施業等への転換の推進

- (1) 分収林契約期限を迎えた森林における集中的な伐採を回避するとともに、森林の有する多様な機能の高度発揮にも資する観点から、伐期の長期化に向けた契約変更等の促進に努める。
- (2) (1)と併せて、伐期を長期化した森林においては、既往の借入金の円滑な償還に資するため、施業転換資金及び分収林機能高度化資金を活用し、造林資金の借換えを促進することにより、償還の平準化に努める。

なお、今回の森林法等の改正法案において、共同方式の特定森林施業計画を創設するとともに、施業転換資金の貸付対象に追加することとされているので、同法の施行後その積極的な活用に努める。

3 経営体質の強化

今後の林業公社の経営については、公有林の管理受託、森林総合利用の事業への参画等各都道府県の実情に応じた事業の多角化の推進に努める。

4 その他の留意点

林業公社に対する各都道府県からの事業資金の貸付け、最近増えつつある貸付金の無利子化等の事例を参考としつつ、国土保全対策の活用等により、適切な対応に努める。

[参考]

「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」（抜粋）

3 民有林政策の新たな展開

(3) 林業・木材産業の活性化施策の強化

ア 林業生産活動の活性化

(林業公社事業の改善)

林業公社の経営する森林は主伐期に達しておらず、保育・間伐が必要な森林が多いこと等から借入金残高が累増している。森林所有者に経営意欲の減退がみられる中、林業公社は森林の公益的機能の発揮の上で大きな役割を果たしていくことが求められており、今後とも、引き続き安定的かつ継続的な事業展開が望まれる。林業公社を指導・監督している都道府県は、次の点に留意し適切に役割を果たすことが期待される。

- ① 林業公社の経営実態等についての調査を踏まえ、新たに林業公社が分収造林契約を締結する場合には、原則的に公益的機能の発揮上整備が必要な森林等を重点的に実施すること
- ② 林業公社が造林関係補助事業に関する優遇措置を十分活用できるようその配分について配慮すること
- ③ 財務状況の改善のため、主伐に至るまでの中間収入の確保を図ること
- ④ 農林漁業金融公庫等からの借入金の金利負担の軽減に努めること
- ⑤ 収穫時期の分散と森林の有する公益的機能の高度化に資するため、伐期の長期化に向けた契約変更等を促進するとともに、伐期を長期化した森林に対する既往借入金の償還円滑化等のため、制度資金の活用を促進すること